平成２２年（フ）第６号
長崎県佐世保市指方町2210番地２
債務者　内野　住子
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８号
長崎県西海市西海町木場郷537番地１
債務者　山口　美穂
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
長崎県佐世保市指方町2210番地２
債務者　内野　孝彰
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１０５４号
岡山県玉野市田井４丁目28番13号、住民票上の住所岡山県玉野市築港２丁目16番12号
債務者　阿部　宏文
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６９号
岡山市東区東平島742番地１　ハウスM205号室
債務者　黒田　秀夫
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４９０号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目23番３―111号
債務者　濱野　裕矢
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４９１号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目23番３―111号
債務者　濱野　美里
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６３６号
横浜市緑区三保町2444番地２　三保ガーデン201
債務者　後藤　孝之
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２号
横浜市栄区小山台２丁目９番15―401号
債務者　小野　　誠
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目９番16号
債務者　出口　幸子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸３丁目12番６号　鵠沼サンハイツ201号
債務者　臼井　元子
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６６１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　県営笹山アパート13棟306号
債務者　山田　　勇
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９号
長崎県佐世保市花高３丁目１番７―404号、旧住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷967番地60
債務者　佐藤　由香（旧姓高島）
１　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
長崎県北松浦郡江迎町猪調免563番地１
債務者　河野　秀香（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
青森市大字新城字平岡865番地
債務者　八木橋昭三
１　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
横浜市中区長者町１丁目１番地14　ホテルエムエム・ワン508号室
債務者　鈴木　章浩
１　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部